

令和元年度 技能講習等受講支援事業実施要領

南砺市商工会

1. 目的

会員（建設業並びに製造業）の従業員を対象とした技能講習・特別教育や各種管理者教育等を関係機関（建設労働災害防止協会、県労働基準協会など）主催の受講促進を図り、危険ゼロの職場づくりと安全作業に必要な知識や資格取得及び技能向上に資することを目的として助成します。

2. 対象となる講習

【技能講習】

玉掛け技能講習、石綿作業主任者技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、高所作業車運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、鋼橋架設等作業主任者技能講習、フォークリフト運転技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習、ガス溶接技能講習、プレス機械作業主任者技能講習、乾燥設備作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習など

【特別教育】

巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育、ローラー（締固め用建設機械）運転者特別教育、酸素欠乏・硫化水素危険作業者特別教育、石綿使用建築物解体等業務特別教育、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転者特別教育、ロープ高所作業に係る特別教育、足場の組立て等特別教育、フルハーネス型安全带使用作業特別教育、クレーン運転業務特別教育、動力プレス・シャー取扱者特別教育、アーク溶接等業務特別教育、自由研削といし取替試運転者特別教育、機械研削といし取替試運転者特別教育、電気（低圧・高圧）取扱者特別教育、粉じん作業特別教育、ダイオキシン類作業従事者特別教育など

【各種管理者教育等】

職長・安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育、施工管理者等のための足場点検実務者研修、現場管理者等のための統括管理研修、熱中症予防指導員・管理者研修、危険予知訓練（KYK）1日研修、斜面の点検者に対する安全教育など

3. 対象となる受講者

当会の会員企業に勤務している方のうち、就業場所が南砺市内である方で新たに技能講習・特別教育や各種管理者等教育等を受講される者。

4. 助成金額

助成金は、1 受講 5,000 円、1 事業所あたり年間 30,000 円を限度額とする。

※但し、キャリア形成促進及び建設教育訓練など、他の助成金を受給する場合は、これらを除き負担額の範囲内で助成する。

※事業所規模が次の場合は 40,000 円を限度額とする。

- ・建設業で従業員 30 人以上の事業所
- ・製造業で従業員 50 人以上の事業所

(除雪オペレーター育成枠)

- ・建設事業所の従業員等が除雪（請負い）業務への従事を目的に、下記講習を受講した場合は、1 講習における助成限度額を別枠とする。

① 大型特殊免許講習 ② 車両系建設機械運転車講習

- ・従業員等が同一年度内に上記①、②の講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合は 40,000 円を限度額とする。

- ・既に①、②いずれかの講習を受講済の従業員等が、もう一方の講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合は 20,000 円を限度額とする。

※本枠は、1 企業における助成限度額と別枠として取り扱う。

※本枠は、同一年度内において1企業1名までとする。

※但し、キャリア形成促進及び建設教育訓練など、他の助成金を受給する場合は、これらを除き負担額の範囲内で助成する。

5. 予算額 500,000 円

6. 請求方法

講習終了後、速やかに（概ね1か月以内）当会所定の助成金申請書に受講申込書及び領収書の写し等を添付し、下記事務所宛提出する。

7. 提出方法

下記事務所へ郵送でも受付します。

8. 提出先

■建設業部会 南砺市商工会 城端事務所内 TEL 62 - 2163 FAX 62 - 3953

■工業部会 南砺市商工会 福野事務所内 TEL 22 - 2536 FAX 22 - 4317

9. 対象期間

平成 31 年 4 月 1 日以降受講分について実施する。